

No.	分類	質問	回答	掲載日
1	全般	<p>(2) データ要件の標準</p> <p>標準準拠システムは、当該システムが保有するデータを、データ要件の標準に定めるとおり、任意のタイミングで入出力することができるようにしなければならない。</p> <p>基本方針書においては、「任意のタイミングで“出力”できること」とあることに対し、本2.0版(案)では“入出力”とあります。基本方針書の通り、出力のみできれば良いという理解で良いか。</p>	<p>データ要件の標準は、ご認識のとおり出力の既定です。他方、データ移行の際には、移行元事業者はデータ要件の標準である基本データリストの規定に沿ってデータ出力をし、移行先事業者は同規定でデータを受け取り、データ移行を行う必要があります。</p> <p>また、独自施策システムとの連携において、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応することとしております。独自施策システムから標準準拠システムに連携する項目も同様です。</p> <p>上記より、「入出力」という記載としております。</p>	2023/4/28
2	独自施策システム等連携仕様	<p>「当該データ項目以外のデータが必要な場合は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応することとする」との記載があるが、当該データ項目以外のデータが必要な場合における入手方法はないのか。</p>	ご認識のとおり、ございません。	2023/4/28
3	連携技術仕様	<p>「ファイル連携の場合は、原則、差分連携とする」との記載がある。差分連携とは前回連携時点から更新のあったデータのみを一律に連携するものであり、連携先システムから連携データ条件等のリクエストはできないとの理解で良いか。</p> <p>また、ある特定時点でのデータ（例えば4月1日時点）が業務上必要となることも想定されるが、ある特定時点を指定したデータの連携等もできないとの理解で良いか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>受け取った情報を基に、連携先システムで抽出対応をお願いいたします。</p>	2023/4/28
4	基本データリスト	移行過渡期及び暫定的な措置として、基本データリストにない形式や項目での連携は許容されるのか。	<p>移行支援期間中における現行システムと標準準拠システムとのデータ連携については、デジタル庁ウェブサイトにて公開している共通機能の標準の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書及びデータ要件・連携要件標準仕様書」に関するリファレンス「5.4.移行期間におけるデータ連携方式」をご確認ください。</p> <p>なお、令和8年度以降の特定移行支援システムと標準準拠システムとのデータ連携については、詳細の確認が必要のため、PMOツール等よりデジタル庁までご連絡をお願いいたします。</p>	<p>2023/4/28</p> <p>2024/5/31更新</p> <p>2025/3/24更新</p> <p>2025/10/31更新</p>
5	基本データリスト	「データ出力条件が「必須」の場合は、nullで出力することを許容せず、必ず値を保持しなければならない。」とあるが、空文字（空白）は値であるという解釈で良いか。	<p>ご意見の「空白」について、スペースのことであると推察し、回答いたします。</p> <p>スペースは値として整理しております。他方、データ出力条件が「必須」の場合は、スペースのみを許容するようなデータ項目を除き、スペースではない何かしらの値が出力されることを想定しております。</p>	<p>2023/4/28</p> <p>2024/5/31更新</p>

No.	分類	質問	回答	掲載日
6	基本データリスト	業務システムにて、履歴修正等により、履歴データが無効となる場合に、基本データリストの削除フラグが設定されるのか。	削除フラグは、連携先システムが削除されたことを判断するための規定です。当該データが論理的に不要である（無効である）場合に削除フラグが設定されま	2023/4/28
7	基本データリスト	基本データリストに削除フラグがあるため、移行時の初期データとして、削除フラグが設定されたものも提供が必要になるのか。 ・一般的な移行では、削除フラグが設定されているデータは不要として移行されない（連携先との整合性がなくなるため、全件再連携が必要）	削除フラグは、連携先システムが削除されたことを判断するための規定であることから、削除フラグが設定されたデータについては、移行時の初期データとしては不要です。	2023/4/28
8	基本データリスト	繰り返しのCSVファイルの出力仕様について、どのように出力する方針かご教示ください。また、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】の別紙8_ファイル連携に関する詳細技術仕様書【第2.0版】において、以下の記載があるが、1行目についてもどのように出力する方針かご教示ください。 2.3.2 連携ファイル② 1行目をデータ項目名、2行目以降をデータ行とすること。なお、データ項目名は日本語とすること。	以下の事例を記載いたします。 ----- データ項目名 繰り返し 項目A 項目B 項目C 3 ----- 【パターン1】 1行目 データ項目名 2行目 繰り返し3回のうち2つ目と3つ目がnull値の場合 "項目A","項目B","項目C_1","項目C_2","項目C_3" "123456","1","987",, 【パターン2】 1行目 データ項目名 2行目 繰り返し3回のうち2つ目と3つ目がEmpty（空値）の場合 "項目A","項目B","項目C_1","項目C_2","項目C_3" "123456","1","987","",""	2023/4/28 2024/2/29更新
9	適合性確認	「なお、適合確認試験に関する詳細については、別途提示する」と示されている時期感について、目安はいつか。	令和5年6月末を目処に提示する予定です。	2023/4/28 2023/11/30掲載終了
10	適合性確認	標準化対応したシステムを導入しなければならない認識であるが、標準化対応しているか否かは、データ要件・連携要件が仕様に合致しているか否かによって判定されるものであり、機能要件は関係ないのか。	基本方針5.1.3に記載のとおり、機能要件の適合も求められます。一方、デジタル庁が適合確認ツールを用いて判定するものは、データ要件・連携要件です。	2023/4/28 2024/5/31掲載終了

No.	分類	質問	回答	掲載日
11	適合性確認	「なお、地方公共団体は、ダミーデータ等を使用して、適合システムの適合確認試験を実施することができる。」とあるが、この試験はどのような位置づけとなるのか。例えばA社という事業者がこの確認試験に1度合格すれば、A社が提供する標準準拠パッケージを導入する他の自治体は確認試験を行う必要はないのか、A社パッケージを導入する全ての自治体が各々試験を行う必要があるのか、どちらなのか。	データ要件・連携要件の適合確認試験は、デジタル庁が主体となり、適合確認ツールを用いて判定します。適合確認試験はアプリケーション単位とし、合格システムを適合確認ウェブサイトで公開します。よって、各地方公共団体は、適合確認ウェブサイトを見て、適合しているかを確認できます。（地方公共団体がそれぞれ適合確認を行う必要はありません。） 詳細は適合確認ウェブサイトをご確認ください。	2023/4/28 2023/11/30更新 2024/5/31掲載終了
12	適合性確認	標準準拠システムで保持することが許容されていないデータ項目を、試験対象のシステムが保持していないことについて、どのような方法で確認する想定でしょうか。	データ要件・連携要件の標準は、実装の規定ではなく、連携（入出力）の規定です。よって、適合確認では、規定したデータを正しく入出力可能かどうかを確認することとしております。特に、データ要件の標準において、実装の管理項目と基本データリストが完全に一致している必要はないことから、ご意見の確認は不要と考えます。	2023/4/28 2024/5/31掲載終了
13	文字要件	対応していない「外字」があった場合、EUC等を使用して容易に見つけることはできるか。	標準準拠システムでは経過措置を除き、外字を使用しないこととしております。	2023/4/28
14	文字要件	IMEにおいては、どのように実装されるのか。	IMEでの対応については、各システムで異なるものと想定しておりますので、導入を予定しているシステムベンダにご確認願います。	2023/4/28
15	文字要件	同一端末上で様々なシステムが稼働している場合、IMEはシステム毎にどのように制御されるのか。	IMEのシステム毎の制御は各システムで異なるものと想定しておりますので、導入を予定しているシステムベンダにご確認願います。	2023/4/28
16	文字要件	今後、情報連携の項目が追加されることで、行政事務標準文字以外の文字が発生した場合、どういった対応をとるのか。	行政事務標準文字に文字を追加する場合の基準と文字の追加のフローにつきましては、令和5年度の文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
17	文字要件	同定するにあたり、同定先がない文字が発生した際の取扱いは（1）新たな外字発生を認める（2）同定先を国の機関が定めるのどちらになるか。	行政事務標準文字に文字を追加する場合の基準と文字の追加のフローにつきましては、令和5年度の文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
18	文字要件	「基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字」については、国際標準化を目指す文字となるのか。	行政事務標準文字の国際標準化につきましては、今後検討してまいります。	2023/4/28 2023/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
19	文字要件	行政事務標準文字、代替マップについて、デジタル庁が令和5年度末に整備した以降は変更することはあるか。	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関しては、令和7年度末までの行政事務標準文字への文字の追加・削除は予定しておりませんが、それ以降に行う想定です。文字の追加・削除があった場合は代替マップもあわせて変更いたします。なお、行政事務標準文字への文字の追加・削除のフローにつきましては、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新 2025/10/31更新
20	文字要件	従来の文字セットで使用している「外字」のうち、対応する文字コードがない（デジタル庁が指定したものがない）ものは、どのように表示するか。	行政事務標準文字に文字を追加する場合の基準と文字の追加のフローにつきましては、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
21	文字要件	戸籍統一文字が追加されることとなった場合、行政事務標準文字も追加を検討するのか。	行政事務標準文字に文字を追加する場合の基準と文字の追加のフローにつきましては、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
22	文字要件	戸籍システムとMJ+で同定できなかった文字は存在しないという認識で正しいか。	MJと同定出来なかった文字をMJ+として整理していますが、戸籍に記録されている者の名欄、本籍欄等で使用されていることが確認された文字（令和4年10月時点）のみを整理作業の対象としているため、同定作業を実施していない文字が存在します。	2023/4/28 2023/10/31掲載終了
23	文字要件	“氏名等”に法人（サービス事業者や医療機関）名称、住所は含まないという解釈でよいか。	含んでおりませんが、行政事務標準文字を使用することも可能と規定しております。	2023/4/28 2023/10/31更新
24	文字要件	“氏名等”に法人の代表者氏名は含まないという解釈でよいか。	含んでおりませんが、行政事務標準文字を使用することも可能と規定しております。	2023/4/28 2023/10/31更新
25	文字要件	令和5年9月6日に提供された文字要件に関する資料については、追加予定対象文字（約X万文字）のすべての情報が示されるのか、それとも整理の完了した文字に限定して提示されるのか。	令和5年9月6日に提供した文字要件に関する資料については、同年3月末に公開したMJ+全体像でお示しした文字をベースに作成しています。なお、令和5年末に公表を予定している（仮）行政事務標準明朝フォント1.0版では、文字の増減がある場合がございますのでご注意ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31掲載終了
26	文字要件	EUC機能等により、標準準拠システムより出力したCSVデータを印刷業者に渡し、住民への通知帳票を印刷する運用を実施している場合、印刷業者が行政事務標準文字を利用することは可能か。	利用することは可能です。令和5年度下期の実証事業において当庁から提供したレイアウトのデータとおりβ版行政事務標準明朝フォントファイルに実装されている文字の印字がされていることを確認済みです。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
27	文字要件	外部システムの文字のフォントはゴシック体を使用することが出来るのか。	外部システムで使用するフォントについては、本仕様書の対象外の部分となります。	2023/4/28 2023/10/31更新
28	文字要件	行政事務標準文字の対応が求められる時期はいつまでか。	標準準拠システムへの移行期限である令和7年度末までとなります。ただし、経過措置を適用することは可能です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
29	文字要件	令和6年度から2年度かけて順次行政事務標準文字へ移行となっており、令和8年度から文字管理運用開始とあるが、行政事務標準文字への移行が早期に完了した場合、令和7年度から行政事務標準文字を使用して問題ないか。	問題ございません。	2023/4/28 2023/10/31更新
30	文字要件	連携のことを考えて、行政事務標準文字と従来の文字を並行して保持することも問題ないということでしょうか。	経過措置として、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは差し支えございません。ただし、経過措置を適用する場合に置いても連携については行政事務標準文字で行う必要があります。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新
31	文字要件	戸籍氏名で使用されている文字が、MJ上に無い場合、行政事務標準文字に文字が追加されると想定し、MJ外字コード（MJに無いコード）を設定することは可能か。	経過措置として、システム内で利用することは可能ですが、他の標準準拠システムと連携する場合は、同定した行政事務標準文字の文字コードをご使用ください。	2023/4/28 2023/10/31更新
32	文字要件	経過措置対応後に従来の文字から行政事務標準文字へ切り替えする作業経費が各ベンダに発生します。その際に発生する経費はどのようにお考えでしょうか。	経過措置を適用することは必須ではございません。	2023/4/28 2023/10/31更新
33	文字要件	「従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能」と記載がある一方で「ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用することとする。」との記載がある。行政事務標準文字への対応は令和7年度まで対応が必須ではないということか。	経過措置を適用する場合においても、標準準拠システム間での氏名等の連携は行政事務標準文字を使用することとなります。	2023/4/28 2023/10/31更新
34	文字要件	経過措置として認められている「従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持する」対応をとった場合に発生した外字については、各自治体で管理・運用が認められるか。	経過措置を適用する場合には、外字を各自治体で管理・運用が認められます。	2023/4/28 2023/10/31更新
35	文字要件	文字関連は基本データリストを用いたデータ連携時だけ行政事務標準文字に変換できればよいという認識でよいか。	経過措置を適用する場合は、認識のとおりです。	2023/4/28 2023/10/31更新
36	文字要件	経過措置の期間に従来の文字セットを保持する標準準拠システムは「従来の文字セット⇔行政事務標準文字」の変換機能を個別に実装するということがよいか。	ご認識のとおりです。	2023/4/28 2023/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
37	文字要件	行政事務標準文字と既存の文字を対応させ、保持する必要があるか。	既存の外字を完全に撤廃し、経過措置を適用しない場合は、既存の外字と行政事務標準文字を対応させて保持する必要はありません。一方、既存の外字を残し、経過措置を適用する場合は、既存の文字と行政事務標準文字を対応させて保持する必要があります。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新
38	文字要件	代替は何らかの法的根拠に基づく、即ち住民に対して説明可能なものとなるのか。	国民への周知方法については、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2024/5/31更新 2025/10/31更新
39	文字要件	今回の行政事務標準文字への文字同定に伴って氏名等の記載文字の字形が変更となる市民に対する周知の方法について、デジタル庁等から一定の指針が示されるのか。	国民への周知方法については、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
40	文字要件	各地方公共団体で利用している文字の字形が変わることに対する国民への説明はどのようにされる予定でしょうか。	国民への周知方法については、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
41	文字要件	調達に向けて予算要求や調達仕様やスケジュールの検討が必要であり、当該マップがいつ頃提供され、また、管理・更新についてもどういった頻度でデジタル庁から地方公共団体へ提供されるのか。	代替マップにつきましては、β版を令和5年9月6日に公開し、1.0版を令和6年3月29日に公開しました。同定支援ツールにつきましても令和6年3月29日に公開しました。 また、行政事務標準文字への文字の追加・削除のフローにつきましては、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
42	文字要件	JIS X 0213:2012では結合文字の取り扱いが可能である。IPAmj明朝、行政事務標準文字では、結合文字を取り扱えるのか。	行政事務標準文字は文字情報基盤文字及び文字情報基盤外文字、非漢字で構成されています。そのうち非漢字につきましては、JIS X 0213附属書4及び5に示された文字が対象となり、附属書4において示されているUCS符号位置が結合文字となっているものは25文字が含まれています。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
43	文字要件	「住所」とは、基本データリストのデータ項目では、「都道府県」（例：東京都）＋「市区郡町村名」（例：千代田区）＋「町字」（例：霞が関二丁目）＋「番地号表記」（例：1008番地1番6号）の4項目が該当するとの理解でよいか。	ご認識のとおりです。	2023/4/28
44	文字要件	地方公共団体で稼働している全ての標準化対象事務のシステムで管理している文字の提供を依頼する予定があるか。	デジタル庁として、文字を収集する予定はありませんが、同定支援ツールを使用する場合は、標準化対象事務システムで使用している外字ファイルを提出する必要があります。利用方法につきましては、行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について（令和6年3月29日付け事務連絡）をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
45	文字要件	「従来の文字セット⇔行政事務標準文字」の変換機能は各業務システムの標準仕様書がホワイトリスト方式であるということに抵触しないのか。	標準仕様書間の横並び調整方針において、文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。」と規定しており、標準仕様書に規定されているものとなります。	2023/4/28 2023/10/31更新
46	文字要件	行政事務標準文字に限定する旨の法令が整備される認識でよいか。	文字要件が規定されております地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第7条に規定されております各地方公共団体情報システムに共通する基準となります。	2023/4/28 2023/10/31更新
47	文字要件	帳票や画面などで 「優」に○ 「印」に○ 「福」に○ 「国」に○ 「遠」に○ 「退」に○ 「不」に○ などを利用していますが、今後は一切認められないこととなりますか。	連携する項目では使用できませんが、画面表示や帳票要件に抵触しない限り帳票で必ずしも使用できないとは想定しておりません。	2023/4/28
48	文字要件	各標準準拠システムには、住民基本台帳ネットワークシステムも含まれるのか。	各標準準拠システムには、住民基本台帳ネットワークシステムは含まれておりません。	2023/4/28
49	文字要件	MJ+について、デジタル庁は協力事業者や市区町村と段階的に実証するとあるが、当該実証の時期・内容・公募の有無とその時期についてご教示いただきたい。	実証事業につきましては、今夏を予定しておりますが、詳細につきましては今後お示しをしていく予定です。	2023/4/28 2023/10/31掲載終了
50	文字要件	住民記録を行政事務標準文字に移行した後、住民基本台帳ネットワークシステム連携はどのようになる想定でしょうか。	住基ネットに取り扱う文字は、従来から変わらず住基ネット統一文字となるため、住民記録を行政事務標準文字に移行した後も、住基ネットへの連携仕様に変更はありません。 なお、市町村間通知の連携においては、住基ネット統一文字に加えて行政事務標準文字図形名を住基ネットに連携することができるようになります。（※） （※）行政事務標準文字に対応したインターフェースに切り替える日以降。切替日は、改正法第4号施行日と同日。	2023/4/28 2023/10/31更新 2025/10/31更新
51	文字要件	外字を完全に無くす、またはその前提で運用するのか。	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書で規定しております文字要件を適用することで外字をなくすこととなると想定しております。	2023/4/28 2023/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
52	文字要件	行政事務標準文字からJIS X 0213:2012に代替変換することが、標準準拠システム又は共通機能として必須要件となるのでしょうか。	JIS X 0213:2012を使用する連携先システムがある業務は必須要件となります。	2023/4/28 2023/10/31更新
53	文字要件	「スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012とする」とあるが、各業務システムからスマートフォン等への連携を実施する場合におけるJIS X 0213:2012への代替は、（住民記録システムではなく）各業務システムで実施することによってよいか。	ご認識のとおりとなります。	2023/4/28
54	文字要件	標準準拠システムが外部システムや標準準拠外業務システム、独自施策システム等からデータを受領する場合、データ提供する外部システム等側で代替マップを使って行政事務標準文字から文字セットJIS X 0213:2012に変換しデータ提供を行い、データ受領する標準準拠システム側では氏名等に関する項目に関して代替マップを活用して行政事務標準文字に変換し、データ取込などを行うということによいか。	代替マップを使用してJIS X 0213:2012から行政事務標準文字に変換することはできません。 外部システムで行政事務標準文字を用いて管理をしている場合は、行政事務標準文字で連携をしていただくものと想定いたします。	2023/4/28 2023/10/31更新
55	文字要件	文字同定に関する自治体側の作業についてデジタル庁としてはどういった作業を想定しているか。	行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について（令和6年3月29日付け事務連絡）をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
56	文字要件	デジタル庁からの同定支援ツールと代替マップの提供時期まで待つことが可能であれば自治体側の文字同定作業は不要となるのか。	デジタル庁は、同定支援ツール、代替マップを提供し、同定作業は各自治体で行うこととなります。	2023/4/28 2023/10/31更新
57	文字要件	「行政事務標準文字のうちMJ以外の文字についてはデジタル庁において作成するフォント（字形）」が完成してから、同定支援ツールが完成し、ようやく自治体で文字同定ができるようになると思いますが、自治体で作業可能となるのはいつか。	デジタル庁で作成した同定支援ツールを令和6年3月29日に公開しています。詳細は行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について（令和6年3月29日付け事務連絡）をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
58	文字要件	特徴電子化と標準化の作業は別物として、先行する特徴電子化は独自に作業を進めるものと理解してよいか。	自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】に記載されておりますとおり、文字情報基盤の文字セットへの同定を行っていただき、IPAmj 明朝フォントに同定できない文字及び IPAmj明朝フォントへの同定文字を一意に選択できない文字については、同定マップをデジタル庁が提供した後MJ+への同定を行っていただくことで、文字同定作業を早期に着手することができると想定しております。	2023/4/28 2023/10/31掲載終了
59	文字要件	行政事務標準文字に収録されている現行システムでいう「外字」はシステムでどのように入力できるのでしょうか。	各システムにおける文字の入力につきましては、システムのUIによると考えるため、導入予定のシステムベンダにご確認願います。	2023/4/28 2023/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
60	文字要件	基幹システムが行政事務標準文字に対応したIPAmj 明朝フォントやデジタル庁において作成するフォントを利用する場合、外部委託における出力帳票の印刷においても同フォントを利用することは必須となるか。	基幹システムと外部委託先の文字フォントは必ずしも同じである必要はありません。	2023/4/28 2023/10/31更新
61	文字要件	デジタル庁作成フォントが入っていない端末では行政事務標準文字はどのように表示されるのでしょうか。	行政事務標準文字に対応するフォントが未インストールの場合は、表示をするシステムにより異なるものとなるかと思いますが、■や_などで表示されることが想定されます。	2023/4/28 2023/10/31更新
62	文字要件	「MJとそれに追加される文字はそれぞれ独立したフォント」と思いますが、氏名、住所を構成する文字列を画面（帳表など）に表示する際に、「フォントを切り替えて表示しないといけない（例えば5文字中、3番目は追加される文字で、1,2,4,5はMJ）」という仕様になりますでしょうか。	MJと追加される文字を別々のフォントファイルで管理を行う場合は、ご認識のとおりです。	2023/4/28 2023/10/31更新
63	文字要件	MJとそれに追加される文字でフォントが分かれるということか、それとも、行政事務標準文字は1つのフォントとなるのか。	追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」（令和6年3月29日付け事務連絡）で公開しました。また、「行政事務標準当用明朝フォントファイル（当用フォントファイル）等の提供等について（令和6年9月30日事務連絡）」で標準準拠システムへの移行期限までに複数フォントへの対応が困難なベンダに向けて、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等したフォントファイル等を公開しました。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/2/29更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
64	文字要件	IPAmj明朝と同じく誰でもダウンロードできる文字フォントになると考えてよいか。	関連する行政機関及びその受託業者の方にご利用いただく想定です。	2023/4/28
65	文字要件	デジタル庁において作成するフォントとは、MJ以外の追加する文字のみ作成するということでよいか。	ご認識のとおりです。MJ以外の追加する文字を整備した行政事務標準当用明朝フォントとなります。	2023/4/28 2024/5/31更新
66	文字要件	「従来のフォント」とは現在標準化対象事務のシステムで使用しているフォントでよいか。	ご認識のとおりです。	2023/4/28
67	文字要件	「MJ」および「行政事務標準文字のうちMJ以外の文字」の字形が含まれた単一のフォントファイル（行政事務標準文字.ttfのような）が公開されるということか。	追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」（令和6年3月29日付け事務連絡）で公開しました。また、「行政事務標準当用明朝フォントファイル（当用フォントファイル）等の提供等について（令和6年9月30日事務連絡）」で標準準拠システムへの移行期限までに複数フォントへの対応が困難なベンダに向けて、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等したフォントファイル等を公開しました。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/2/29更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
68	文字要件	フォントとは字形（いわゆるグリフ）の意味であり、フォントファイル（ipamjm.ttfなど）ではないということか。	追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)で公開しました。	2023/4/28 2024/5/31更新
69	文字要件	フォントファイル（例:ttfファイル）としては1ファイルに統合した形で作成する想定でしょうか。或いは、フォントファイルはMJの文字とMJ以外の文字で2ファイルに分かれる想定か。	追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)で公開しました。また、「行政事務標準当用明朝フォントファイル（当用フォントファイル）等の提供等について（令和6年9月30日事務連絡）」で標準準拠システムへの移行期限までに複数フォントへの対応が困難なベンダに向けて、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等したフォントファイル等を公開しました。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/2/29更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
70	文字要件	文字フォントはデジタル庁から統一的なフォントファイルが提供されるのか。	標準準拠システムで使用するフォントについては地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書において以下のとおり規定しております。 氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。 ・行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたIPAmj明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。 ・行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。 氏名等以外の文字フォントについては任意とする。 また、「行政事務標準当用明朝フォントファイル（当用フォントファイル）等の提供等について（令和6年9月30日事務連絡）」で標準準拠システムへの移行期限までに複数フォントへの対応が困難なベンダに向けて、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等したフォントファイル等を公開しました。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/2/29更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
71	文字要件	デジタル庁作成フォントはいつ提供されるのか。	追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)で公開しました。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
72	文字要件	納付書等のOCR欄は機械読み取りの都合から別のフォントを指定しているが、業務用途によって任意のフォントを使用することは構わないか。	フォントにつきましては、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書において次のとおり規定しています。 氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。 ・行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたIPAmj明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。 ・行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。 氏名等以外の文字フォントについては任意とする。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
73	文字要件	令和5年8月目途に提供される資料は、MJ+追加フォント、同定マップ（β版）、代替マップ（β版）でよいか。	ご認識のとおりです。	2023/4/28 2023/10/31掲載終了
74	文字要件	代替マップは必ず文字が1対（1：1）になると考えてよいか。	JIS X0213:2012：行政事務標準文字は1：Nになる想定です。	2023/4/28 2023/10/31更新
75	文字要件	代替マップは100%の代替を保証する予定か。	「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)でJIS X 0213への代替マップについて【1.0版】を公開しておりますので詳細はそちらをご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/10/31更新
76	文字要件	MJ+からMJの代替マップは提供されるか。	MJ+からMJの代替マップの提供は考えておりません。	2023/4/28 2023/10/31掲載終了
77	文字要件	デジタル庁提供の代替マップを基に自治体ごとで現場にあった情報の加除を行い利用する、という想定でよいか。	各自治体で代替マップを改変いただくことは想定しておりません。	2023/4/28 2023/10/31更新
78	文字要件	法務省による文字情報整備の際は、自治体別に変換元と変換先の文字字形一覧を提供いただいたが、同様に提供いただけるのか。	「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)で(仮称)基本フォントファイルについて、JIS X 0213への代替マップについて【1.0版】、行政事務標準文字【1.0版】、追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を公開しました。 また、同定支援ツールでは、行政事務標準文字変換表を同定結果として提供します。詳細については、「行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について」(令和6年3月29日付け事務連絡)をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新

No.	分類	質問	回答	掲載日
79	文字要件	MJについては、文字情報技術促進協議会会員に対し、IME拡張辞書が提供されているようであるが、行政事務標準文字に係るIME拡張辞書の地方公共団体向けの提供はないのか。	「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)で(仮称)基本フォントファイルについて、JIS X 0213への代替マップについて【1.0版】、行政事務標準文字【1.0版】、追加文字行政事務標準明朝フォント【1.0版】を公開しました。 また、同定支援ツールでは、行政事務標準文字変換表を同定結果として提供します。詳細については、「行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について」(令和6年3月29日付け事務連絡)をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
80	文字要件	行政事務標準文字から住民基本台帳ネットワークシステム統一文字や国保広域連合文字などへの変換にかかる変換マップについて、デジタル庁より提示されるという認識でよいか。	デジタル庁で同定支援ツール及び代替マップを提供しております。詳細は「行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について」(令和6年3月29日付け事務連絡)及び「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
81	文字要件	同定支援ツールについて、法務省の文字情報整備作業の成果を活用する方針とのことだが、該当整備作業にて文字情報を収集した後に追加された外字の取扱いはどうなるのか。	行政事務標準文字に文字を追加する場合の基準と文字の追加のフローにつきましては、文字有識者検討会等で整理を進めました。詳細な検討は引き続き今後行う予定です。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2025/10/31更新
82	文字要件	同定支援ツールはいつ頃提供される予定か。	「行政事務標準文字への同定支援ツール運用開始について」(令和6年3月29日付け事務連絡)をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新
83	文字要件	同定支援ツールを使用するにあたり職員による字形の目検等の作業は発生する見込みか。	デジタル庁で作成する同定支援ツールは、各自治体の標準化対象事務のシステムで管理をしている外字ファイルを提供いただき、同定候補の行政事務標準文字の文字(字形)・コードを出力する想定です。同定候補のシステムへの反映は自治体の権限で行っていただくものと考えております。	2023/4/28 2023/10/31更新
84	文字要件	Unicodeのどの領域に作成される予定でしょうか。	「行政事務標準文字【1.0版】等について(情報提供)」(令和6年3月29日付け事務連絡)をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新
85	文字要件	デジタル庁からMJ外字コードが示されるのか。または、各ベンダ判断でMJ外字コードを指定することになるのか。	「行政事務標準文字について」(令和6年3月29日付け事務連絡)をご確認ください。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新
86	文字要件	氏名等以外の文字セットが行政事務標準文字となるかJIS X 0213:2012となるかは標準準拠システム開発ベンダ次第となるという認識で正しいか。	ご認識のとおりです。	2023/4/28 2023/10/31更新
87	文字要件	氏名等以外の文字セットがJIS X 0213:2012となった場合においても外字は発生させない方針か。	ご認識のとおりです。	2023/4/28

No.	分類	質問	回答	掲載日
88	文字要件	基幹業務システムで使用されていた従来の文字セットとは何か。	標準化対象事務の現行システムで使用されている文字セットとなります。	2023/4/28
89	文字要件	標準準拠システム間で「氏名等以外」を連携する場合の文字セットはなにか。	行政事務標準文字又はJIS X 0213:2012で行うことと規定しております。	2023/4/28 2023/10/31更新
90	文字要件	例えば税務関係の帳票を企業等が市区町村にパソコンで電子提出をする場合は、スマートフォンではないので氏名等は行政事務標準文字を使用しなければならないのか。	標準化対象の20業務において行政事務標準文字を使用する必要があります。したがって、お示しいただいている例ですと、行政事務標準文字の使用は求めておりません。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新
91	文字要件	標準システム以外の外部システムとの連携もすべてこの基準と代替マップで連携するのか。	外部システムに統一的な連携規定がある場合はそちらが適用されます。ない場合についてはJIS X 0213:2012で連携すると規定しております。	2023/4/28
92	文字要件	標準システム以外の外部システムとMJ+のうちMJ以外の文字連携を行う場合は、どのような扱いになるのでしょうか。	外部システムに統一的な連携規定がある場合はそちらが適用されます。ない場合についてはJIS X 0213:2012で連携すると規定しております。	2023/4/28 2023/10/31掲載終了
93	文字要件	「統一的な文字の連携規定」とはどのようなものか。	外部システムのインタフェース仕様書において規定されている文字の連携要件となります。例えば国保情報集約システム外部インタフェース仕様書では2交換情報において、どのような文字コードを使用して連携するかの記載がされております。そちらを指します。	2023/4/28
94	文字要件	変換・連携の機能を外部システムとして構築し、連携元の標準準拠システムと変換・連携機能とのデータ連携を従来の文字セットで行い、行政事務標準文字に変換したデータを連携先標準準拠システムへ連携することで、間接的に行政事務標準文字での連携を実現する場合は、標準に準拠しているとみなしてよいか。	実装についての手法は規定しておりません。	2023/4/28 2023/10/31更新
95	文字要件	「各標準準拠システム間の連携」とは、市内部の各標準準拠システム同士の連携（A→B）を指すのか、それとも他自治体の同じ標準準拠システム間の連携（A→A）を指すのか。	同一自治体内での各標準準拠システム間での連携を想定しております。	2023/4/28
96	文字要件	「スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012とする。」につきまして、標準準拠システムと関連システム間ではどのような文字セットで連携をするのか。	各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213:2012を使用いただくこととしております。	2023/4/28 2023/10/31更新
97	文字要件	ガバメントクラウドとの連携や他都市とのデータ連携（住民基本台帳ネットワークシステム等）時の符号化方式については標準化に合わせて何か変更（UTF-16に統一する等）があるか。	住民基本台帳ネットワークシステム等との連携については、標準準拠システム側がそれぞれの連携要件に従うこととなります。	2023/4/28

No.	分類	質問	回答	掲載日
98	文字要件	関連システムが行政事務標準文字で実装可能な場合は、MJ文字として活用しても構わないか。	独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213:2012を使用することとしております。	2023/4/28 2023/10/31更新
99	文字要件	氏名等の文字フォントは、フォントとしてIPAmj明朝フォントを踏襲した行政事務標準文字をデジタル庁が提供し、行政事務標準文字をセットして利用するということか。	文字フォントについては、IPAmj明朝フォント及び追加文字行政事務標準明朝フォントの字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装します。 複数フォント対応が可能な場合はMJフォントと追加文字行政事務標準明朝フォントを使用することも可能としています。 また、「行政事務標準当用明朝フォントファイル（当用フォントファイル）等の提供等について（令和6年9月30日事務連絡）」で標準準拠システムへの移行期限までに複数フォントへの対応が困難なベンダに向けて、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等したフォントファイル等を公開しました。	2023/4/28 2023/10/31更新 2024/5/31更新 2024/10/31更新
100	データ要件・連携要件の対象範囲	独自施策システムと外部システム等の違いはなにか。	外部システムは「地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステム」であり、独自施策システムは「標準準拠システム以外のシステムのうち、地方公共団体が条例や予算に基づいて行う独自施策を実現するためのシステム」のことを指します。 (参考) 基本方針 ・第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第5条第2項第1号） 2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標 (4) 迅速で柔軟なシステムの構築 ・第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第5条第2項第2号） 3.1 標準化対象事務の範囲	2023/10/31

No.	分類	質問	回答	掲載日
101	独自施策システム等連携仕様	「3.3独自施策システム等連携仕様」において「連携対象システムは、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築し、ファイル連携にてデータ連携を行う。連携するデータ項目は、原則、機能別連携仕様に規定されたデータ項目を利用することとする。当該データ項目以外のデータが必要な場合は、基本データリストに規定されたグループ単位のファイルで対応することとする。」とあるが、機能別連携仕様に記載されているデータ項目のなかで必要なデータ項目を組み合わせてもよいということか。	機能別連携仕様は連携ID単位で連携機能を規定していることから、機能別連携仕様に規定される連携ID単位でご対応いただくようお願いいたします。必要なデータ項目を組み合わせることは、都度カスタマイズが発生することが見込まれるため、このような取扱いとしております。 また、機能別連携仕様に規定されたデータ項目以外のデータ項目を連携する場合は、「3.3独自施策システム等連携仕様」に記載のとおり、基本データリストに規定するグループ単位での連携を想定しております。 (参考) 3.3独自施策システム等連携仕様 連携対象システムは、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築し、ファイル連携にてデータ連携を行う。連携するデータ項目は、原則、機能別連携仕様に規定されたデータ項目を利用することとする。 当該データ項目以外のデータが必要な場合は、基本データリストに規定されたグループ単位のファイルで対応することとする。	2023/10/31
102	文字要件	MJ+の正式名称が「行政事務標準文字」と定められたが、「標準」といった記載は行政の事務で他の文字を使用することを制限するといった意味合いにもとれるが、いかがか。	標準準拠システムにおいて「共通で使う文字・文字セットである」という考えから名称を定めております。ご指摘のような意図はありません。	2023/10/31
103	文字要件	火葬等許可事務システム、人口動態調査事務システムは、戸籍システム及び戸籍附票システムと同様の文字要件の経過措置期間が適用できると考えてよいか。	火葬許可事務及び人口動態調査事務は、文字要件の経過措置の取扱いについては戸籍事務と同様となります。	2023/10/31
104	基本データリスト	グループ構成表シートの中には、グループ単位の出力条件「必須」、かつ、基本データリストの記載有無「無」のグループがある。それらは、備考欄に、外部インターフェースに準ずるように、記載されている。ファイル形式が、CSV形式以外のファイル（インターフェース）も含まれているが、それらについても、任意のタイミングで入出力することができるようにする想定か。	ご記載のグループのデータの入出力につきましては、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の[2.1 データ要件の標準について]に記載のとおり、任意のタイミングで入出力いただく想定です。 また、ご認識のとおり、外部インターフェースに準ずるグループであることから、ファイル形式も同様に外部インターフェースに準ずることとなるため、CSV形式でのファイル出力が難しい可能性もございます。その場合は、データ入力の基となったCSV形式以外のファイルを管理し、データ出力時に活用するという方法でも差し支えありません。	2023/11/30
105	独自施策システム等連携仕様	制度所管省庁が策定する業務システム標準仕様書に、独自施策システムとの連携に関する記載がない場合、独自施策システムとの連携は実装してはいけないのか。	独自施策システムとの連携機能について、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の[3.3 独自施策システム等連携仕様]において規定していることから、制度所管省庁の策定する業務システム標準仕様書に規定がなくとも実装いただくことは差し支えありません。	2023/11/30

No.	分類	質問	回答	掲載日
106	標準化対象事務の範囲	人口動態調査及び火葬等許可の標準化20業務における位置づけはどのようなになっているのか。20業務に追加されるということか。	令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の一部改正により、火葬等許可事務及び人口動態調査事務についても標準化対象事務とされました。 また、その背景については厚生労働省が開催しました第1回検討会資料（火葬等許可事務システムは令和5年3月16日、人口動態調査事務システムは令和5年5月10日）においても記載があります。 なお、20業務に追加されたわけではありません。火葬等許可事務システム及び人口動態調査事務システムについては、戸籍情報システムの検討を進める中で、現状、戸籍情報システムと一体となっていることが多く、一体的に標準化する方が合理的かつ効果的であるという議論を踏まえ、令和7年度（2025年度）末までに標準準拠システムへ移行することを目指すこととしております。	2023/12/14
107	基本データリスト	null値の場合やEmpty（空値）の場合、CSVにはどのように出力されるか。	以下に、「項目B」がnull値もしくはEmpty（空値）の場合の事例を記載いたします。（1行目はデータ項目名） ----- ①null値の場合 "項目A","項目B","項目C" "123456",,"987" ②Empty（空値）の場合 "項目A","項目B","項目C" "123456","","987" -----	2024/2/29
108	文字要件	IPAmj明朝を基本フォントとし、残る行政事務標準文字（デジタル庁が作成したIPAmj明朝フォントに実装されていない文字約9000文字）を、自治体が使用する文字のみPUA領域に都度登録する運用を想定した場合、経過措置には当たらないか。 ※標準準拠システム内では行政事務標準文字として示されたグリフのみしか使用しない前提	IPAmj明朝フォントに実装されていない文字を業務システム側で行政事務標準文字のコード体系で保持し、かつ他システムへ連携する際に行政事務標準文字として示された文字コードで連携されるのであれば経過措置には当たりません。	2024/2/29

No.	分類	質問	回答	掲載日
109	基本データリスト	Empty（空値）をnullと同様に、値を保持しない場合の表現として扱うこととした理由は何か。	従来より、値を保持しない場合の出力をnull又はEmpty（空値）いずれとするかについては、各業務システムの標準仕様書において制限を設けておらず、事業者の実装によることとしています。 これまでデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）にはnullのみ記載されており、FAQ等でnullとEmpty（空値）を区別しない旨をお示してきたところですが、 この度、事業者等からのご意見も踏まえ、より判断が明確となるようデータ要件・連携要件標準仕様書（総論）にも考え方を明記いたしました。	2024/5/31
110	文字要件	同一ベンダであるがパッケージが異なるシステム間の連携において、それらが経過措置を適用する場合、連携のために送信側システムで行政事務標準文字に変換した文字を受信側でまた元の文字戻す際、その文字が行政事務標準文字+とn:1の関係の場合は異なる文字に戻る可能性があるのではないか。	ご認識のとおり従来の文字セットの文字と行政事務標準文字は1：Nとなる場合が想定されます。 その際の対応方法の案といたしましては別添「Nの逆変換への対応」の方法が考えられます。	2024/5/31
111	文字要件	各標準準拠システム間の連携のための符号化方式については、UTF-8とされているが、BOM(byte order mark)の有無設定についてはいかがか。	連携ファイルにおけるBOM有無を判定する処理の複雑さや団体内の不統一による不具合が懸念されること、また連携ファイルをExcelで開く際のデータ欠落等を防止するため、BOM無とします。	2024/5/31
112	全般	データ要件・連携要件標準仕様書や共通機能標準仕様書におけるファイル連携に関する詳細技術仕様書の規定を満たすことで、標準準拠システム間の相互運用性は確保されますか。	データ要件・連携要件標準仕様書は、標準準拠システムから出力するデータの形式や標準準拠システム間の連携項目等について規定しており、各基幹業務システムがこれに適合することで、事業者間のデータ連携に係る調整を容易にすることが可能です。 また、共通機能標準仕様書の庁内データ連携機能は、庁内データの連携方式等をお示しするものであり、事業者のご意見を踏まえ、令和4年度末にファイル連携を原則として、オブジェクトストレージやファイルサーバを活用する場合の仕様について規定することで共通機能部分の相互運用性確保を目指したものです。 データ要件・連携要件、共通機能標準仕様書のいずれも相互運用性の確保のために必要な要件を定めたものではありませんが、データ要件・連携要件における履歴の考え方等、各事業者の実装に依存する領域があることから、業務間のデータ連携に係る相互運用性を確保するためには、事業者間の一定の調整が必要となる点には留意が必要です。	2024/9/30
113	文字要件	「スマートフォンとの連携又は統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用することとする。」とあるが、この記載のJIS X 0213:2012は文字セットの意図であるため、文字コードは任意のものを使用する理解でよいか。	スマートフォンとの連携又は統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携においては、文字コードはJIS X 0221:2020、符号化方式は任意となります。	2024/10/31

No.	分類	質問	回答	掲載日
114	文字要件	「独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用することとする」とあるが、文字コードは任意のものを使用する理解でよいか。	独自施策システムとの連携においては、文字コードはJIS X 0221:2020、符号化方式は任意となります。	2024/10/31
115	連携技術仕様	連携ファイルの1行目（以下、「ヘッダレコード」という。）の項目名に、IVS文字やサロゲートペア文字を使用しても問題ないか。	ヘッダレコードにつきましては、基本データリスト及び機能別連携仕様に記載された項目名の文字コードを使用する必要があります。 基本データリスト及び機能別連携仕様において、データ項目名にIVS文字やサロゲートペア文字は使用されておりませんので、ヘッダレコードにこれらの文字を使用しないようご対応をお願いいたします。	2026/3/18

(No.110別添) Nの逆変換への対応

データを送る側・受け取るが共に経過措置を適用する場合
(MJ+連携の場合・・・Nの逆変換への対応が必要)

- ①②どちらかの対応が必要となる。
- ①aNの部分は全てMJ+にグリフを置き換える
- ②Nの部分は全てどちらの文字にするのか予め定めて変換

